

スポ本第393号

令和7年3月6日

県内各競技団体
市町村スポーツ主管課 各位
総合型地域スポーツクラブ

公益財団法人茨城県スポーツ協会
会長 大井川 和彦

令和6年度地域クラブ指導者養成研修会の開催について

上記のことについては、別添写しのとおり茨城県教育委員会にて開催されます。つきましては、貴団体の関係者（チーム代表者・指導者・保護者・選手等）にご周知いただき、地域クラブ等（総合型地域スポーツクラブ、各市町村少年団、各競技団体等）における指導者の新規養成や指導者自身の研修としてご利用いただき、地域におけるスポーツの普及・発展にご協力をお願いいたします。

本講習会は、受講者自身が各自で申し込み視聴する講習会となります。また、受講認定証の発行・受領に至るまで料金は一切掛かりません。実施要項を広くご周知いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせは、写しに記載の茨城県教育庁学校教育部保健体育課競技スポーツ・部活動地域移行担当までお願いいたします。



保体 第1810号

令和7年3月4日

公益財団法人茨城県スポーツ協会会長 殿

茨城県教育委員会教育長

令和6年地域クラブ指導者養成研修会の開催について

上記のことについては、別紙実施要項のとおり開催いたしますので、貴関係団体及び加盟チーム等への周知をお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒310-8588

水戸市笠原町978番6

教育庁学校教育部保健体育課

競技スポーツ・部活動地域移行担当

TEL 029-301-5361

FAX 029-301-5369

E-mail hotai4@pref.ibaraki.lg.jp

令和6年度 地域クラブ指導者養成研修会 実施要項

1 目的

部活動の地域移行に伴い、地域で行われるスポーツに共通する医・科学的見地に基づいた指導理論や、効率的・効果的な指導法に関する研修、体罰・ハラスメント等の防止に関する研修を実施し、地域クラブ指導者としての資質及び指導力の向上を図る。

2 主催 茨城県教育委員会

3 開催方法 オンライン（オンデマンド形式）

4 期間 令和7年3月4日（火）～令和7年4月30日（水）

5 内容

(1) 指導者の役割～グッドコーチとは？	稲垣 和希	(筑波大学体育スポーツ局・助教)
(2) 安全・効果的なトレーニング指導の基礎知識	川谷 響	(筑波大学体育スポーツ局・ヘッド S&C コーチ)
(3) スポーツ指導者に必要な医学的知識	西田 智	(流通経済大学スポーツ健康科学部助教)
(4) ジュニア期におけるマルチスポーツの重要性	大山 高	(筑波大学体育スポーツ局・教授)
(5) スポーツと法	入澤 充	(国土館大学大学院法学研究科・特任教授)
(6) コンプライアンスの徹底	谷口 真由美	(一般社団法人スポーツハラスメント ZERO 協会・代表理事)

6 受講対象者

地域クラブ指導者

7 受講方法

(1) 申込から受講までの流れ

【受講者→県】

① Googleフォームにアクセスし必要事項を記入する。

URL : <https://forms.gle/AopggWpkkgckJ8AQ9A>



申込フォームQRコード

【県→受講者】

② 受付後1週間以内を目安に県から研修資料を受講者宛て（申込時に入力したメールアドレス宛て）に送付する。

③ 受講者は、研修資料をもとに受講する。

(2) 申込及び受講締切

令和7年4月30日（水）

8 その他

○ 受講認定証の発行を希望する受講者に対し、県教育委員会で審査を行い、受講認定証を授与する。

(別紙1「地域クラブ指導者養成研修Q&A」参照)

別紙 1

地域クラブ指導者養成研修について Q&A

Q 受講までの流れは。

- A ① 要項に記載した Google フォームにより、受講者が直接申し込む。
② 申込後、県より本人宛メールアドレスに資料、動画視聴ページの案内を送付する。
③ 受講する。

Q スポーツ庁実証事業の対象となるクラブの指導者は必ず受講しなければならないのか。

- A 本研修は希望制とする。ただし、指導力向上や、体罰・ハラスメントの防止のため、積極的に受講するよう市町村担当課、競技団体より声かけをしていただきたい。

Q スポーツ庁実証事業の対象となるクラブの指導者以外は参加できないのか。

- A 今後、中学生、高校生のスポーツに関わる意思や意欲のある者であれば、誰でも受講可能である。

市町村教育委員会においては、スポーツ主管課とも連携し、積極的に周知していただきたい。

なお、本研修を受講した者に対し、指定のレポートを提出、審査後、受講認定証を授与する。

Q 受講認定証とは。

- A 本研修を受講した証となり、例えば、市町村が認定する地域クラブの指導者の任用要件の一部とすることなどが考えられる。

《活用例》

- ・ 市町村が主導して地域クラブを運営する場合、運営主体である市町村が行う研修を受講するとともに、本研修を受講することを要件とする。
- ・ 市町村が地域クラブを公認する際に、地域クラブ指導者が本研修を受講することを登録の要件とする。

Q 受講認定を受けるのはどうすればよいか。

- A ① 受講する。
② 受講後、資料に添付される受講認定用フォームの質問に回答する。
③ 回答について審査を行い、受講したと認められた場合、受講認定証を発行し、本人宛に送付する。

Q 受講後のレポートの提出は必ず必要なのか。

- A 受講認定証の授与を希望しない場合、提出の必要はない。